

浜松市規則第7号

浜松市事務分掌規則の一部を改正する規則

浜松市事務分掌規則（平成19年浜松市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(課等)</p> <p>第2条 浜松市事務分掌条例(昭和46年浜松市条例第39号)第1条に規定する市長公室及び部、浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）第1条第2項の表の左欄に掲げる福祉事業所並びに浜松市保健所条例（昭和49年浜松市条例第29号）第1条に規定する保健所に次の表に掲げる課等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部等</th> <th>課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">健康福祉部</td> <td style="text-align: center;">(略) 障害保健福祉課 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健所</td> <td style="text-align: center;">保健総務課 生活衛生課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業部</td> <td style="text-align: center;">産業振興課 労働政策課 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(課等の分掌事務)</p> <p>第3条 浜松市事務分掌条例第1条に規定する危機管理課及び前条第1項に規定する課等の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課・市長公室 (略)</p> <p>企画調整部</p> <p style="padding-left: 20px;">企画課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	部等	課等	(略)		健康福祉部	(略) 障害保健福祉課 (略)	(略)	保健所	保健総務課 生活衛生課	(略)		産業部	産業振興課 労働政策課 (略)	(略)		<p>(課等)</p> <p>第2条 浜松市事務分掌条例(昭和46年浜松市条例第39号)第1条に規定する市長公室及び部、浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）第1条第2項の表の左欄に掲げる福祉事業所並びに浜松市保健所条例（昭和49年浜松市条例第29号）第1条に規定する保健所に次の表に掲げる課等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部等</th> <th>課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">健康福祉部</td> <td style="text-align: center;">(略) 障害者政策課 障害者支援課 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健所</td> <td style="text-align: center;">保健総務課 感染症対策課 生活衛生課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業部</td> <td style="text-align: center;">産業振興課 まちなか政策課 労働政策課 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(課等の分掌事務)</p> <p>第3条 浜松市事務分掌条例第1条に規定する危機管理課及び前条第1項に規定する課等の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課・市長公室 (略)</p> <p>企画調整部</p> <p style="padding-left: 20px;">企画課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>若者連携施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p>	部等	課等	(略)		健康福祉部	(略) 障害者政策課 障害者支援課 (略)	(略)	保健所	保健総務課 感染症対策課 生活衛生課	(略)		産業部	産業振興課 まちなか政策課 労働政策課 (略)	(略)	
部等	課等																														
(略)																															
健康福祉部	(略) 障害保健福祉課 (略)																														
	(略)																														
保健所	保健総務課 生活衛生課																														
(略)																															
産業部	産業振興課 労働政策課 (略)																														
(略)																															
部等	課等																														
(略)																															
健康福祉部	(略) 障害者政策課 障害者支援課 (略)																														
	(略)																														
保健所	保健総務課 感染症対策課 生活衛生課																														
(略)																															
産業部	産業振興課 まちなか政策課 労働政策課 (略)																														
(略)																															

(9) 大学等高等教育機関との連携に関する  
こと。

(10)～(13) (略)

国際課～情報システム課 (略)

総務部～市民部 (略)

健康福祉部

福祉総務課

(1)・(2) (略)

(3)～(30) (略)

障害保健福祉課

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法  
律、障害者の日常生活及び社会生活を総合  
的に支援するための法律(育成医療に係る  
ものを除く。)及び児童福祉法(障害児に  
係るものに限る。)の施行に係る事務並び  
にその総括に関すること。

(3) (略)

(4) こころの健康相談に関すること。

(5)～(7) (略)

(8) 障害者及び障害児の援護の総括に関す  
ること。

(9)・(10) (略)

(11) 特別障害者手当、特別児童扶養手当  
等に係る事務の総括に関すること。

(12) 心身障害者扶養共済制度の総括に関

(10) 高等教育機関等との連携に関するこ  
と。

(11)～(14) (略)

国際課～情報システム課 (略)

総務部～市民部 (略)

健康福祉部

福祉総務課

(1)・(2) (略)

(3) 包括的支援の推進及び調整に関するこ  
と。

(4) 在宅医療と介護との連携の推進に関す  
ること。

(5)～(32) (略)

障害者政策課

(1) (略)

(2) (略)

(3)～(5) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 精神保健指定医に関すること。

(9) 精神科病院の指定に関すること。

すること。

(13)～(15) (略)

(16) 障害者更生相談所との連絡調整に  
すること。

(17) 障害支援区分審査会の総括に  
すること。

(18)～(20) (略)

高齢者福祉課

(1)～(8) (略)

(10) 精神科病院の指導監督に  
すること。

(11)～(13) (略)

(14)～(16) (略)

障害者支援課

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法  
律、障害者の日常生活及び社会生活を総合  
的に支援するための法律(育成医療に係る  
ものを除く。)、児童福祉法(障害児に係  
るものに限る。)及び高次脳機能障害者支  
援法の施行に係る事務並びにその総括に  
関すること。

(2) こころの健康相談に  
関すること。

(3) 障害者及び障害児の援護の総括に  
関すること。

(4) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等  
に係る事務の総括に  
関すること。

(5) 心身障害者扶養共済制度の総括に  
関すること。

(6) 障害者更生相談所との連絡調整に  
関すること。

(7) 障害支援区分審査会の総括に  
関すること。

高齢者福祉課

(1)～(8) (略)

(9) 高齢者等の認知症施策の推進に  
関すること。

(9) (略)

(10) 在宅医療と介護との連携の推進に関すること。

(11)～(16) (略)

介護保険課・国保年金課 (略)

福祉事業所

社会福祉課

(1) (略)

(2) 生活保護の決定及び実施に関すること  
(浜名区及び天竜区に係るものに限る。  
次号から第5号までにおいて同じ。)

(3)～(27) (略)

生活福祉第一課

(1) (略)

(2) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること  
(中央区に係るものに限る。以下この項に  
おいて同じ。)

(3)・(4) (略)

生活福祉第二課

(略)

こと。

(10) (略)

(11)～(16) (略)

介護保険課・国保年金課 (略)

福祉事業所

社会福祉課

(1) (略)

(2) 生活保護の決定及び実施に関すること  
(浜名区及び天竜区に係るものに限る。  
次号から第7号までにおいて同じ。)

(3)～(27) (略)

生活福祉第一課

(1) (略)

(2) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること  
(中央区に係るものに限る。次号、第4号  
及び第6号において同じ。)

(3)・(4) (略)

(5) ホームレスの自立支援に関すること  
(中央区に係るものから旧東区、旧西区  
及び旧南区に係るものを除いたものう  
ち、財務に関するもの並びに旧東区、旧西  
区及び旧南区に係るものに限る。)

(6) 生活困窮者自立支援に関すること。

生活福祉第二課

(1) (略)

(2) ホームレスの自立支援に関すること  
(中央区に係るものから旧東区、旧西区  
及び旧南区に係るものを除いたものう  
ち、財務に関するものを除いたものに限

保険年金課～病院管理課 (略)

健康増進課

(1)～(4) (略)

(5) 予防接種に係る事務の総括に関するこ  
と。

(6)～(20) (略)

保健所

保健総務課

(1)～(5) (略)

(6) 狂犬病予防に係る事務に関するこ

(7)・(8) (略)

(9) 動物の愛護及び管理に係る事務に関す  
ること。

(10)・(11) (略)

生活衛生課

(1)～(6) (略)

(7) 感染症の予防及び対策に係る事務並び  
にその総括に関するこ

(8)～(10) (略)

(11) 感染症診査協議会に関するこ

こども家庭部・環境部 (略)

産業部

る。)

保険年金課～病院管理課 (略)

健康増進課

(1)～(4) (略)

(5)～(19) (略)

保健所

保健総務課

(1)～(5) (略)

(6)・(7) (略)

(8)・(9) (略)

感染症対策課

(1) 感染症の予防及び対策に係る事務並び  
にその総括に関するこ

(2) 予防接種に係る事務の総括に関するこ  
と。

(3) 感染症診査協議会に関するこ

生活衛生課

(1)～(6) (略)

(7)～(9) (略)

(10) 狂犬病予防に係る事務に関するこ

(11) 動物の愛護及び管理に係る事務に関  
すること。

こども家庭部・環境部 (略)

産業部

産業振興課

(1)～(10) (略)

(11)～(16) (略)

(17) 中心市街地の活性化に関すること。

(18) 総合産業展示館、ギャラリーモール及び新川モールに関すること。

(19)～(26) (略)

労働政策課

(1)～(3) (略)

(4) 勤労会館に関すること。

(5)・(6) (略)

企業立地推進課～農地利用課 (略)

林業振興課

(1)～(5) (略)

(6) 林道その他の林業施設の整備及び災害復旧事業に係る事務に関すること

(7)～(12) (略)

都市整備部

都市計画課～盛土対策課 (略)

交通政策課

産業振興課

(1)～(10) (略)

(11) 海外からの投資の調整に関すること。

(12)～(17) (略)

(18) 総合産業展示館に関すること。

(19)～(26) (略)

まちなか政策課

(1) まちなか政策に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

(2) 中心市街地の活性化に関すること。

(3) 中心市街地活性化ビジョン及び中心市街地活性化基本計画に関すること。

(4) ギャラリーモール及び新川モールに関すること。

(5) 中心市街地関係団体との連絡調整に関すること。

労働政策課

(1)～(3) (略)

(4) 勤労福祉センターに関すること。

(5)・(6) (略)

企業立地推進課～農地利用課 (略)

林業振興課

(1)～(5) (略)

(6) 林道その他の林業施設の整備及び災害復旧事業に係る事務に関すること。

(7)～(12) (略)

都市整備部

都市計画課～盛土対策課 (略)

交通政策課

(1)～(4) (略)

(5) 市営駐車場に関すること。

(6) (略)

市街地整備課

(1)～(8) (略)

(9) (略)

建築行政課～公園課 (略)

土木部

道路企画課 (略)

道路保全課

(1)・(2) (略)

(3)～(14) (略)

河川課 (略)

2 (略)

(事業所)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課及び第1種事業所に同表の右欄に掲げる第2種事業所を置く。

課及び第1種事業所	第2種事業所
(略)	
幼保運営課	幼稚園(略) 伊佐見幼稚園 和地幼稚園 北庄内幼稚園 (略) 可美幼稚園 舞阪幼稚園 雄踏幼稚園 (略) (略)
(略)	

3・4 (略)

(職制)

第5条 危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部

(1)～(4) (略)

(5) (略)

市街地整備課

(1)～(8) (略)

(9) 市営駐車場に関すること。

(10) (略)

建築行政課～公園課 (略)

土木部

道路企画課 (略)

道路保全課

(1)・(2) (略)

(3) 道路の維持管理の総括に関すること。

(4)～(15) (略)

河川課 (略)

2 (略)

(事業所)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課及び第1種事業所に同表の右欄に掲げる第2種事業所を置く。

課及び第1種事業所	第2種事業所
(略)	
幼保運営課	幼稚園(略) 伊佐見幼稚園 北庄内幼稚園 (略) 可美 幼稚園 雄踏幼稚園 (略) (略)
(略)	

3・4 (略)

(職制)

第5条 危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに産業部の事務(まちな

の事務を統括する職として、技術統括監を置く。

(職務代理)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保健所長に事故があるときは、保健所副所長が、保健所副所長を置かないときは、主管の課長又は担当課長がその職務を代理する。

6～9 (略)

10 保健所副所長に事故があるときは、主管の課長又は担当課長がその職務を代理する。

11・12 (略)

(兼務)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 健康福祉部障害保健福祉課の職員は、辞令書によることなく、健康福祉部保健所保健総務課の職員の職を兼ね、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請、届出等の受付等に係る事務を行うものとする。

5～8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる第1種事業所の職員は、辞令書によることなく、同表の中欄に掲げる課等の職員の職を兼ね、同表の右欄に掲げる事務を行うものとする。

第1種事業所	課等	事務
中央健康づくりセンター	健康福祉部保健所生活衛生課	(略)

か政策課に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部の事務を統括する職として、技術統括監を置く。

(職務代理)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保健所長に事故があるときは、保健所副所長が、保健所副所長を置かないときは、主管の課長がその職務を代理する。

6～9 (略)

10 保健所副所長に事故があるときは、主管の課長がその職務を代理する。

11・12 (略)

(兼務)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 健康福祉部障害者政策課又は健康福祉部障害者支援課の職員は、辞令書によることなく、健康福祉部保健所保健総務課の職員の職を兼ね、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請、届出等の受付等に係る事務を行うものとする。

5～8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる第1種事業所の職員は、辞令書によることなく、同表の中欄に掲げる課等の職員の職を兼ね、同表の右欄に掲げる事務を行うものとする。

第1種事業所	課等	事務
中央健康づくりセンター	健康福祉部保健所感染症対策課	(略)

健康福祉部  
保健所  
北支所

(略)

10 (略)

別表 (第8条関係)

1 (略)

2 担当課長

課	担当課長	担当事務
企画課	(略)	
	政策調整担当課長	(略)
(略)		
福祉総務課	指導監査担当課長	(略)
障害保健福祉課	精神保健福祉担当課長	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に係る事務及びその総括に関すること。 (2) こころの健康相談に関すること。 (3) 障がい者自立支援協議会地域移行・定着専門部会に関すること。 (4) 精神保健福祉審議会に関すること。
高齢者福祉課	医療・介護推進担当課長	(1) 高齢者の保健福祉に係る総合相談の総括に関すること。 (2) 地域支援事業に係る事務の総括に関すること。 (3) 在宅医療と介護との連携の推進に関すること。

健康福祉部  
保健所  
北支所

(略)

10 (略)

別表 (第8条関係)

1 (略)

2 担当課長

課	担当課長	担当事務
企画課	(略)	
	政策調整担当課長	(略)
	教育・若者連携推進担当課長	(1) 若者連携施策の企画及び調整に関すること。 (2) 高等教育機関等との連携に関すること。 (3) 総合教育会議に関すること。
(略)		
福祉総務課	指導監査担当課長	(略)
	医療・介護連携担当課長	在宅医療と介護との連携の推進に関すること。

		(4) 地域包括支援センターに係る事務の総括に関する <u>こと。</u> (5) 高齢者の虐待防止に係る事務の総括に関する <u>こと。</u> (6) 地域包括支援センター運営協議会に関する <u>こと。</u>			
病院管理課	(略)		病院管理課	(略)	
			健康増進課	母子保健担当課長	(1) 母子保健に係る事業の総括に関する <u>こと。</u> (2) 栄養に係る事業（母子保健に関するものに限る。）の総括に関する <u>こと。</u> (3) 不妊治療等支援事業に関する <u>こと。</u> (4) 母子保健推進会議に関する <u>こと。</u>
生活衛生課	食品衛生担当課長	(1) 食品衛生に係る事務及びその総括に関する <u>こと。</u> (2) 栄養の改善に係る事務及びその総括に関する <u>こと。</u>			
	感染症対策担当課長	(1) 感染症の予防及び対策に係る事務並びにその総括に関する <u>こと。</u> (2) 感染症診査協議会に関する <u>こと。</u>			
子育て支援課	(略)		子育て支援課	(略)	
	(略)			(略)	
産業振興課	商業振興担当課長	(1) 商業振興の基本的施策の企画、調整及び実施に関する <u>こと。</u> (2) 商店街の活性化に関する <u>こと。</u> (3) 大型集客施設の立地に関する <u>こと。</u> (4) 中心市街地の活性化に関する <u>こと。</u> (5) ギャラリーモール及び新川モールに関する <u>こと。</u> (6) 大規模小売店舗立地審議会及び商	産業振興課	海外ビジネス戦略担当課長	(1) 産業分野における海外展開の調整に関する <u>こと。</u> (2) 中小企業の海外ビジネス展開支援に関する <u>こと。</u> (3) 海外からの投資の調整に関する <u>こと。</u> (4) 流通及び貿易の振興に関する <u>こと。</u>

		<u>業集積審議会に関すること。</u> <u>(7) 株式会社なゆた 浜北との総合調整 に関すること。</u>			
(略)			(略)		
道路保 全課	土木管理担当 課長	(1)～(4) (略) <u>(5) 道路工事に伴う 交通規制の総括に 関すること。</u> <u>(6)～(8) (略)</u>	道路保 全課	土木管理担当 課長	(1)～(4) (略)  <u>(5)～(7) (略)</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、精神保健福祉担当課長等及び障害保健福祉課の廃止、教育・若者連携推進担当課長等及び障害者政策課等の新設並びに事務の執行体制の見直し等を行う令和8年度組織改正のほか、分掌事務の見直し等に伴う所要の整備を行うものです。